

# 東南アジア史学会第 74 回研究大会

## 報告要旨集

モロ民族革命前夜ミンダナオ島ラナオ地方におけるイスラーム知識人の社会変革運動  
1960年代のマラナオ語、アラビア語出版物からみるウラマーの論理と戦略

川島 緑（上智大学）

モロ民族革命を主導したモロ民族解放戦線(MNLF)の初期公式文書では、世俗主義的モロ民族主義イデオロギーが強調されているが、実際には、運動の精神的指導者としてウラマーが重要な役割を担っており、民衆を武装闘争に動員するためにイスラームの観念やシンボルが用いられていた。このことはすでに多くの先行研究でも指摘されているが、そのほとんどは、この点に関して一般的な叙述や断片的な事例の指摘をするにとどまっている。モロ民族革命とイスラーム運動のかかわりを解明し、フィリピンのイスラーム運動のダイナミズムに迫るためには、ウラマーの著作物を直接資料として用い、かれら自身のことばに耳を傾けながら、その思想の内容や、動員の論理やことばを具体的かつ詳細に検討することが不可欠である。だが、そのような本格的実証研究は不在である。本研究はその先駆的な試みとしての意義を持つ。

本報告では、1960年代、ミンダナオ島中部ラナオ地方出身の若手ウラマーが発行した出版物の内容とその社会的、政治的文脈を分析し、それを通じてかれらの現状認識と社会変革思想、および、民衆動員のために用いた論理とことばを検討し、かれらの社会変革運動が、思想面と動員面においてモロ民族革命運動とどのようにかかわっていたかを考察する。主な資料は、報告者がこれまで現地の図書館やイスラーム学校、個人を訪ね歩いて収集し、現地の研究者やアラビア語専門家の協力を得て読み進めてきたマラナオ語（主にジャウィ表記）雑誌記事と大衆向け物語、および、カイロ留学生のアラビア語論文である。これらの執筆者を含む関係者への聞き取り調査によって得られたデータも用いている。

1960年代半ばのカイロ留学生は、帝国主義とキリスト教宣教活動を敵視し、教育と布教によってそれらと戦い、イスラームにもとづくフィリピン・ムスリム社会の近代化と改革をめざしていた。国土を共有する非ムスリム・フィリピン人とは反帝国主義を絆として協力、共存可能という考え方もあった。しかし、1960年代末、開発や選挙に関連して、政府軍やキリスト教徒有力者の私兵によるムスリム虐待事件が頻発し、南部フィリピンでの緊張が高まる中で、ウラマーはイスラームの論理を用いて武装闘争の正統性を訴えるようになった。そして、ムスリム民衆の現状に対する不満や怒りをイスラームの旗のもとに糾合するための戦術として、一部の若手ウラマーは、ラナオ地方で世代を超えて語り継がれてきた民衆の殉教物語を用いて、武装闘争への動員を試みた。若手ウラマーは、変化する状況の中で、単にそれに受身的に対応していたわけではなく、自らの論理と戦略を持ち、従来のイスラームの観念やシンボルを再解釈し、主体的に社会を変革しようとしていたといえる。

戒厳令布告1ヵ月後の1972年10月、若手急進的ウラマー、左派知識人、学生、現状に不満を持つ政治家や汚職容疑を受けた公務員など、様々な人々の寄り合い所帯がイスラームの大義を掲げて武装蜂起した（マラウィ蜂起）。当時、組織化途上にあったMNLF指導層の中心勢力は直接関与していなかったが、この事件は結果的にモロ民族革命武装闘争の起爆剤となった。その背景には、現地のウラマーによってイスラーム思想がローカルな文脈で再解釈され、草の根レベルに浸透していくという状況があったと推測される。

モロ民族革命にとってのイスラームは、社会変革思想の形成と普及、民衆の運動への動員の両面で積極的な役割を果たしていたのである。

## ビルマ式社会主義イデオロギーの形成

中西嘉宏

京都大学大学院

アジア・アフリカ地域研究研究科

社会主義が 20 世紀の東南アジア政治に大きな影響を与えたことは間違いない。それは、最も典型的にはベトナム、ラオス、カンボジアの革命にあらわれ、最も反動的にはインドネシア軍による共産党員虐殺にあらわれた。その中でビルマはやや特殊な事例を構成している。1950 年代に共産党と戦ってきた国軍が、1962 年 3 月 2 日のクーデタ後、社会主義国家の建設を宣言したからである。この、反共主義的な軍による社会主義イデオロギーの採用を説明するのが本報告の目的である。

その際、まったくと言っていいほど知られていない 1 人の人物をとりあげる。当時の国軍心理作戦局軍属チツ・フラインである。彼は、1950 年代に軍で反共思想の宣伝を担当し、クーデタ後には体制のイデオロギーをほぼ 1 人で作成していた。したがって、彼の思想形成過程の解明そのものが軍による社会主義イデオロギーの採用過程の一側面を明らかにすることにもなる。

チツ・フラインは 1926 年に上ビルマで生まれ、1930 年代のナショナリズムの高揚の中で、政治に関心を持ちはじめた。1942 年には日本軍に編成されたビルマ防衛軍の士官になるとともにビルマ共産党に入党した。終戦後、ビルマ共産党を脱党し、与党反ファシスト人民自由連盟に残る。1951 年にはソビエト連邦留学を試みるも成功せず、フランスに留学した。フランスで彼が思想的に影響を受けたのは、ユーゴスラビアのソビエト連邦批判であった。共産主義者を自認していたチツ・フラインはコミンフォルムを批判するユーゴスラビアの姿に、地域独自の社会主義の可能性を見出す。

1955 年にビルマに帰国したチツ・フラインは、国軍の心理作戦局に軍属として勤め始めた。主要な任務はイデオロギー闘争であった。彼は雑誌『ミヤワディー』に論説を連載する。内容は、ひとつは、ソ連批判とビルマ共産党批判であり、そこにはミロバン・ジラスをはじめとしたユーゴスラビア指導者のソビエト批判のロジックが影響していた。もうひとつは、ビルマ独自の社会主義（「ナマルパ主義」）の構想である。彼がビルマの「独自性」の核に据えたのは仏教思想と社会主義の融合であった。

クーデタ後、国軍参謀総長であるネー・ウィンに新体制の理念を作成するよう指示されたチツ・フラインは、1950 年代後半に執筆した自らの論説などを原型にして、体制のイデオロギーを作成する。それが 1962 年 4 月 30 日に発表された革命評議会の政策声明「ビルマ式社会主義への道」と、1963 年 1 月 17 日で発表されたビルマ社会主義計画党公式イデオロギー「人と環境の相互作用の原理」である。こうして、反共主義、社会主義、仏教思想の融合した国家イデオロギーが生まれた。

報告者氏名： 富岡三智（ジャワ舞踊家）

報告タイトル： 「スラカルタ宮廷舞踊の2つの系統 ～アルスな舞踊とメモリアルとしての舞踊」

要旨（1200字）

本論は今年3月大阪市立大学大学院文学研究科に提出した修士論文の第2章を基にしている。

ジャワの宮廷舞踊は宮廷が抱える専属芸術家が政治と文化の中心である宮廷内で上演するために制作したもので、その種類にはスリンピ、ブドヨ、ウィレンがある。これらは宮廷のアルス（優雅）な美やモラルを体現している「いわゆる宮廷舞踊」である。また舞踊の起源が宮廷外にあっても、宮廷芸術家が手を加えてアルス化しレパートリーに加えたものは、広義の宮廷舞踊に含める。だがその中には、明らかにアルスの体系から外れるレパートリーが存在した。その例が、ダヤク族の舞踊の型を含むウィレン・ダヤク（現在廃曲）である。これはダヤク族のスラカルタ宮廷訪問を記念して作られたメモリアルとしての舞踊であり、宮廷には一方にこのような系統の舞踊が存在するとサルドノ（1945～、舞踊家）は言う。

宮廷人がアルスの体系から外れたメモリアルとしての舞踊を作らせるのは、文化ネットワークの中心に位置する宮廷の威信を内外に対して示すためだと私は考える。交通移動が困難だった時代において異文化との接触は宮廷の特権であり、記録メディアのない時代において舞踊はイベントを記録し再現する有効な手段であった。たとえばダヤクの来朝という歴史的事実は、その舞踊の動きを実際に眼前で再現して見せることによって語られ、それによって宮廷のネットワークの広さ、すなわち王国の影響が及ぶ領域の広さを人々に印象づけることができた。

このような伝統は、スラカルタ宮廷パクブウォノX世（1893～1939）の王子スリヨハミジョヨの下で、プラブウィノトが振り付けたヌサンタラ（1948年、タイ舞踊の影響）やクスモケソウォが振り付けたマニプリ（インド舞踊の影響、1952年頃）に引き継がれた。これらは宮廷内で上演されるという条件には当てはまらないが、文化の中心としてのスラカルタ宮廷の存在を内外に誇示する目的を持って宮廷人の下で宮廷芸術家が振付けたという意味で、宮廷舞踊に準じる。

さらに1961年に始まったプランバナナ寺院のラーマーヤナ・バレエに、このような2系統の宮廷舞踊の伝統が集約された。同事業はスリヨハミジョヨをリーダー、クスモケソウォを総合振付家とし、スラカルタ宮廷の舞踊の伝統を内外に誇示した。公演の演出法にアルスの伝統が、多くの舞踊の型の創出にメモリアルとしての舞踊の伝統が反映されている。

は他地域（ジョグジャカルタやスダなど）の舞踊の型を基にしているが、これはスラカルタではスリヨハミジョヨの下で他地域に先駆けて国立コンセルバトリ（現・芸術高校）が設立され、他地域の芸術学習が始まっていたからこそ可能であった。コンセルバトリは宮廷芸術の伝統を継承する機関として生まれたが、インドネシアの異なる地域間の芸術を融合させることにより、スラカルタが新しいインドネシア芸術が生まれる拠点であることを誇示しようとしたのである。

## バンコク朝前期における文書処理システム

クロム・マハータイ（民部省）を事例として

川口洋史（名古屋大学大学院）

本発表は、文書処理システムの復元を通して、バンコク朝前期（1782-1868年）シャムの中央統治機構の実態とその性格を明らかにすることを目的とする。事例として、北方の地方統治を司るクロム・マハータイ（民部省）における文書処理過程、具体的には地方からの上申文書の処理と、命令文書の発給の過程を採り上げる。

バンコク朝前期の中央統治機構は、五世王チュラローンコーン以来、低く評価されてきたが、17-19世紀前半の大陸部諸国家の統治システムを再評価する、近年の東南アジア史研究の傾向から、また史料学的見地からも、かかる議論には意義が認められる。

まず、地方からの上申文書は、宛名書きから、下級官吏である当直官（ナイウエーン）が接受したのち、彼らによってしかるべき官僚に送られた。上申文書の内容は、1日2度行われる謁見において、高級官僚が上申文書を音読することによって国王に伝達された。

一方、命令文書は、その草案に記された発給過程から、以下のようなプロセスを経て発給されていた。まず会計担当次官（パラットバンチャー）、北方担当民部局会計担当副局長（パラットバンチャー・クロム・マハータイ・ファーンヌア）、同局奏聞担当副局長（パラットトゥーンチャローン）といった省の中・高級官僚が草案を作成した。そののち、草案は官僚による閲覧や修正を経て、民部大臣（サムハナーヨック）や、大臣代理と考えられる北方担当民部局長や人員登録局（クロム・サッサディ）局長によって発給が裁可された。国王に対しては、主に大臣ないし大臣代理が謁見時に上奏し、草案を音読することによって裁可を仰いだ。命令文書の発給に国王の裁可は必ずしも必要であったわけではない。命令文書は多く勅命を伝達する書式を採っていたから、マハータイ官僚は勅裁を得ることなく、勅命として命令文書を発給することができたといえる。裁可された文書は清書されたのち、当直官によって捺印され、地方に送付された。

以上のような文書処理過程から、バンコク朝前期の中央政府の政治の形式には一定のパターンが存在することが指摘できる。あわせて文書処理に関する官吏と、その役割を明らかにすることができた。

また、上申文書は官僚の手を経てから国王へ口頭で伝達されること、命令文書の発給に大臣ないし大臣代理が大きな権限を持っていたことから、バンコク朝前期の政治システムは官僚側に重心があったといえよう。四世王モンクットが上奏文と宸筆によって親政を行おうとしたのは、このような国王が政治に関与しにくいシステムが背景にあったためである。最終的に、王権強化を目指す五世王によって、官僚側に重心のある、既存の政治システムは解体され、国王独裁を可能とする体制が構築されたと推測される。

発表テーマ：ベトナム西北地方、黒タイ・ムオンの成立史－18、19世紀におけるベトナム王朝との関係分析から

岡田雅志（大阪大学大学院文学研究科）

発表要旨：

一国史あるいは東南アジア史という枠組みを相対化する試みの一つとして、中国、タイなどに領土分割されるまで東南アジア大陸部北部地域及び西南中国の一部に展開したタイ系諸族の諸王国を中心とする自律的世界、タイ文化圏に注目が集まっている。本報告が対象とする現在のベトナム社会主義共和国の西北地方においても、かつてはシップソンチャウタイと呼ばれるタイ系の首長国連合が成立していたとされる。しかし、このシップソンチャウタイという地域名称も、この地に対するシャム、ベトナム、フランスの政治的野心が渦巻く19世紀に表れるものであり、また、黒タイは自分たちの土地を表す言葉としてシップソンチャウタイではなく、「十州」あるいは「十六州」といったベトナム王朝の行政区分に由来する呼称を用いており、その政治的一体性には疑問がある。本報告では黒タイの故地とされるムオン・ロの歴史経験をベトナム王朝との関係から分析するが、それは一国史に閉じ込めることを意味するのではなく、汎タイ民族史的な見方を離れて西北地方の歴史の内的動態の一面を明らかにすることを企図するものである。

ムオン・ロは現在のギアロ盆地を中心とする地域空間で、ベトナム王朝行政区画では文振県轄に属す。紅河と沱河をつなぐ交通の要衝であるこの地は、伝説によれば、黒タイが最初に入植し発展した民族発祥のムオンであり、現在でも死者の魂はこの地に帰るといわれる。しかし、ベトナム王朝の諸史料の検討からわかるのは、以下のような事実である。18世紀半ばにおいては、黒タイの首長姓を持つ在地首長は存在せず、19世紀に入り、初めて黒タイ首長姓の琴氏がこの地域のリーダーとして現れる。琴氏は阮朝の委任を受けた鉦山開発、紅河流域の反阮朝勢力鎮圧への協力などを通じて、阮朝から在地指導者として認知されてゆく。しかし、19c半ば以降、中国人武装集団やモン族の流入が西北地方の秩序を崩してゆくなか、琴氏の権威は、新たに阮朝の辺境防備に登用された丁文栄（今のムオン族）によって脅かされるが、フランス支配への適応により琴氏がムオン・ロ支配者の座を取り戻す。

一方、黒タイ年代記においては、この間の経緯を、異民族の占領から父祖の土地を取り戻すレコンキスタ、その後の中国人武装集団に対するレジスタンスとして語られている。王朝側史料からうかがえる事実と乖離するこうした語りは、ムオン・ロの支配者としての正統性を主張するための言説といえる。これらの語りにおいて、ベトナム王は正統性を賦与する役割を負わされているが、このことは、ベトナム王朝の権威の拡がりを示すとともに、ムオン・ロの琴氏が、ベトナム王朝のプレゼンスを年代記に積極的に取り込むことにより権威の源泉として利用したものであると考えられる。また、ムオン・ロのハイブリッドな社会集団構成（中国人、ムオン族、黒タイ以外のタイ系諸族、キン族など）を黒タイのムオンとして統合する枠組みとしてベトナム王朝という外部権威が要請されたということもいえよう。

第74回東南アジア史学会研究大会シンポジウム（2005年12月11日）  
「東南アジアにおける近代言語の形成：権力、権威、正統性」報告要旨

第74回東南アジア史学会研究大会シンポジウム

2005年12月11日，上智大学

<趣旨説明・総合司会>

青山 亨

<報告者>

岩月純一（一橋大学大学院言語社会研究科）ベトナム

菊池陽子（東京外国語大学）ラオス，タイ

内山史子（都留文科大学文学部）フィリピン

山本博之（国立民族学博物館地域研究企画交流センター）マレーシア（ジャウィ文字）

<コメンテーター>

矢野順子（東京外国語大学非常勤）ラオス，タイ

笹川秀夫（上智大学アジア文化研究所）カンボジア

舟田京子（神田外語大学国際言語文化学科）インドネシア

趣旨説明

国民国家にとって、領土と主権を別にすれば、構成要員である国民と国民の言語である国語はもっとも重要な要素であると言ってよいであろう。国家は国語を通じて領土内の住民を国民へと統合し、国家の様々な活動に国民を動員することが可能となる。しかし、標準化され共有化された言語は植民地権力にとっても有用であったから、国語は多くの場合その淵源を国民国家が独立し成立する以前の植民地期に遡ることができる。例えば、インドネシアを例にとると、植民地期において、標準化され共有化された言語は、植民地権力にとって初期には現地権力者との交渉における共通語であり、のちには住民を教育し現地人官僚を養成するための手段となったし、民族主義者にとっては住民の中に民族主義を植え付け、反植民地運動へと動員するための手段ともなった。

東南アジアにおける近代言語の形成を考えることは、まさにこのようなコロニアルの時代からポスト・コロニアルの時代にかけての国民国家生成の現場に立ち会うことでもある。国民国家という枠組みのあり方が改めて問い直される今、ここで例にとったインドネシアの事例がどこまで普遍的であるかという問いを含めて、近代言語の形成を考え直すことの意味は決して小さくはない。ここでは、コロニアルからポスト・コロニアルにかけての時代に標準化され共有化された言語を「近代言語」その中で選ばれた言語が国語となるべく運命づけられたと呼び、東南アジアにおける様々な近代言語の形成の過程を比較的な視点から再検討してみたい。

近代言語の形成を考えるためには以下の論点を押さえておく必要があるだろう。まず、

第 74 回東南アジア史学会研究大会シンポジウム（2005 年 12 月 11 日）  
「東南アジアにおける近代言語の形成：権力、権威、正統性」報告要旨

近代言語は教育を通じて権力の言語として再生産されなければならなかったから、教育制度という枠組みの中に導入するためには、文法の整備、辞書の編纂、正書法の統一、国語教師の養成、読本向きのコンテンツの作成、印刷出版の仕組みの整備といった課題を一つ一つ克服していく必要があった。今年 1 月 22 日に東南アジア史学会関東例会が開催したミニ・シンポジウムのテーマも「東南アジアの近代正書法」にあり、今回のシンポジウムもその問題意識を継承している。

さらに、近代言語には、教育制度の中に持ち込まれるより以前に、そもそも、どの言語を選ぶのかという選択の問題があった。植民地旧宗主国の言語と被支配者の側の言語のいずれの側を選ぶのか、被支配者の側の言語を選ぶとしたらその中のどの言語を選ぶのか、場合によっては、どの地方の方言を標準語として選ぶのかというさまざまな選択肢が存在した。解は一つとは限らず、ときには二つ以上の解が選ばれることもあった。たとえば、シンガポールのように、国語（national language）はマレー語、公用語（official language）はマレー語、標準華語（北京語）、タミル語、英語（旧宗主国の言語）の 4 種類とされる一方で、行政語としての英語が事実上の共通語（common language）になっている場合もある。ある言語が国語として選ばれた場合、選ばれなかった言語との間のヒエラルキーの問題も見落としてはならないであろう。国語に選ばれなかった言語もまた国家の中の近代言語としての道を歩むことになったからである。また、言語の選択と並行して、言語を表記する文字に何を選ぶのかという問題もけっして単純なものではなかった。たとえば、マレーシアのマレー語の場合には、ジャウィ文字とローマ字のいずれを選ぶかは未だ完全に決着した問題ではない。

最後に、近代言語は一国民国家内の閉じた問題に終わらず、複数の国民国家間の対立と協調の焦点にもなってきた。たとえば、ラオス語の正書法の発展はある意味で隣国のタイ語の正書法との差異化の歴史でもあったし、反対にマレーシアとインドネシアのように国を越えて正書法の共通化を実現した事例もある。

いずれにせよ、上で述べたさまざまな選択の過程においてもっとも重要な問題は、誰が選ぶのかという問題であり、そこには近代言語をめぐる権力、権威、正統性の問題が織り込まれていることは明かであろう。このシンポジウムでは、ベトナム、ラオス、タイ、フィリピン、マレーシアの専門家 4 名に報告をしていただき、さらにラオス、タイ、カンボジア、インドネシアの専門家 3 名にコメントをしていただくことにより、これらの問題を浮き彫りにすることを狙いとしている。



ベトナムにおける近代言語規範化の諸相 岩月純一（一橋大学大学院言語社会研究科）

ベトナムは現在の国民国家に直結する王朝国家の伝統をもち、またマジョリティの対総人口比も 9 割に近いと、独立後の「国民語」ないし「共通語」としては異論の余地なく「ベトナム語」が選択された。しかし「ベトナム語」の内実について早くからコンセンサスがあったわけではなく、近代言語としての規範化は植民地期から徐々に進化した。

そのプロセスの中でもっともドラスティックな変化はチュノムからローマ字（クオックグー）へという文字の移行である。フランス植民地支配によるローマ字の上からの普及は「文明的」で「易しい」文字として受け入れられたが、植民地教育の中からローマ字によって自己形成した民族主義者が輩出した結果、ローマ字「ベトナム語」の地位が確立した。ローマ字を選択した権力主体は、第一にはフランス植民地支配そのものであるが、より決定的な要因は、植民地期全体を通じて漢文・チュノム識字層からフランス語・ローマ字識字層へとベトナム人内部での権力の移動が徐々に進化したことである。この権力移動は、同時に権威ある書記言語を漢文からフランス語へと移行させ、さらに「国民語」としての正統性をあわせ、すべてをローマ字「ベトナム語」へと集約させていった。

注目すべきは、この権力移動が緩やかにすすんだため、文字の選択そのものは独立した政治的争点として浮上しなかったことである。阮朝期にチュノム文は公用文としての地位を確立しておらず、出版メディアも発達していなかったため、チュノムの排他的擁護論が流通する余地はなく、近代言語として自己言及され、意識化されたのはローマ字によるローマ字擁護論だけであった。「ベトナム語」をめぐる議論の争点は主に新概念造語の方法、ローマ字正書法改革と辞書編纂、そして教育カリキュラムにおける言語教科（フランス語、ローマ字「ベトナム語」、漢文）の再配置と新しい教育法の導入に集中した。

このうち新概念造語については、漢字、「固有語彙」、そしてフランス語のどれを資源として優先するかが争点となり、また 1940 年代以降自然科学関係の専門語彙翻訳が本格化したことがローマ字「ベトナム語」の自立に大きく貢献した。辞書編纂は、当初はフランス語との対訳辞書がほとんどであったが、ローマ字メディアの発達とともに「ベトナム語辞典」の必要性が意識され、1931 年の「ベトナム辞典」に結実する。植民地教育カリキュラムにおけるローマ字「ベトナム語」（「国文」）科教育は初等教育 3 年間であり、この他クオックグー伝播会や農村部の私塾など公教育外の教育活動もローマ字の普及に貢献している。

興味深いことに、ローマ字正書法は、辞書上においては植民地期初期に現行とほぼかわらない規範化が完成しており、出版メディアを通じて普及がすすんだ。その後フランスインドシナ政庁や旧サイゴン政権、民主共和国及び現社会主義共和国の担当部門を含む多くの機関や個人が改革案を提案しているが、いずれも普及していない。その背景には、現行正書法が特定の地域方言の音韻のどれにもよらない中立的な構造をもっているため、国民統合に大きな役割を果たした事実がある。チュノムからローマ字への移行も、ローマ字が「音声」を表象しながら現存する音声の差異を超越する文字となり、新しい「ベトナム人」

という共同性を構築するに適していたことが成功の要因のひとつではないだろうか。

ラオス語正書法をめぐる議論ーフランス植民地期を中心にー

菊池陽子（東京外国語大学外国語学部）

ラオス語は現在、ラオス人民民主共和国（以下、ラオス）の唯一の公用語となっているが、唯一の公用語となったのは、現政権のラオス人民革命党が政権を掌握した 1975 年以降のことである。19 世紀末にフランスの植民地となって以来、行政言語、教育言語としてフランス語が使用されるようになり、ラオス王国として独立した後もラオス語は公用語とはなったものの同時にフランス語も公用語となっており、行政、教育面におけるフランス語の優位性は続いていた。したがって、ラオス語が国民国家の言語として確固たる地位を築くようになったのは、ここ 30 年来のことであると言える。

しかし、フランスの植民地期、ラオス語の表記にシャム文字を使用するとの提案がフランス側からなされて以来、ラオス語の綴りを統一する必要性に迫られ、ラオス語を国民国家の言語として確立しようとする努力が主にナショナリスト達の手によってなされてきた。ラオス語の表記にいかなる文字を採用するかが問われた時期もあったが、ラオス語においては、いかに綴るか、つまり、発音通りに綴るか（音韻論）、語源に忠実に綴るか（語源論）という議論の中にナショナリスト達の主張が集約されている観がある。

植民地期において語源論派は、パーリ語、サンスクリット語の語源に忠実に綴ることでラオス文学や仏教の理解が容易になるので、ラオス文化の伝統、アイデンティティーを守るためにも必要なことである、と説いた。また、シャムの文化的影響を避けるためにもシャムに伍すような語源に遡れる正書法が必要であると考えていた。一方、音韻論派は、近代教育の普及、新しい概念の導入のためには、簡単で発音に忠実な正書法が望ましいと考えていた。結局、植民地期に、発音に忠実な正書法が確定するが、この正書法は普及せず、正書法論議はその後の政権に持ち越される。

王国政府では、ラオス語は発音通りに綴るという原則は定められたものの、王国政府時代に統一された正書法体系の普及には至らなかった。一方、パテート・ラーオにおいては、1967 年にプーミが『ラオス語文法』を著し、音と文字の対応を一対一とするとの原則を定めた。解放区では、それにしかなかった正書法による教育が始められ、1975 年、政権を奪取した後、全国に普及することになった。

植民地時代に語源論か音韻論かではじまった正書法の議論は、最終的に音韻論が採用されることで現在にいたっている。ラオ人にとって、ラオスがラオ人のラオスから多民族国家ラオスへと変化していく中で、国民の言葉としてラオス語を確立しようとした時、発音に忠実で簡単な綴りが選択される必要があったといえるのではないだろうか。

フィリピンの国語制定をめぐる議論—1930 年代を中心に— 内山史子（都留文科大学）

現在、フィリピン憲法は「国語」をフィリピノと定め、フィリピン諸語のみならず、外国語をも基礎として発展させられるべき言語であると規定している。この規定の背景には、フィリピノの前進がタガログ語を基礎とした「国語」であり、それが非タガログ語圏の人びとからの反発を招いてきたということがある。その意味では、フィリピンの「国語」は未だ生成の途上にあるということになる。このような「国語問題」の起源は、1935 年憲法の規定にまで溯れる。

1899 年に始まったアメリカによる統治の下では、公用語として英語が用いられたこと、英語を教育言語とする公教育制度が設立されたことにより、英語がフィリピン諸島各地にある程度まで浸透した。しかし、英語は期待されたほどには普及せず、1900 年代初頭にはすでに、母語による教育で児童の理解促進を図ること、フィリピン諸島住民が相互に理解可能な共通語を形成することを切望する意見が多く聞かれるようになった。1920 年代になると、英語は共通語とはなり得ないという認識から、フィリピン諸語のうちから共通語を形成することを求める法案が、フィリピン議会へ相次いで提出された。この頃までに、「共通語 = フィリピンの土着言語 = 国語」という国語概念が定着したと見られ、1930 年代にはフィリピン固有の言語に基づく国語を制定するという方向性は決定的となった。

この時期、言語問題の争点は、一つは英語と母語のどちらで教育を行うべきかという、教育言語の選択にあった。同時に、共通語をフィリピン固有の言語とするのか、あるいは英語とするのかという共通語の選択、さらに、固有の言語を共通語 = 国語とするなら、それはタガログ語なのか、それ以外の諸語も含む融合による国語を作り出すのかという、国語の中身をめぐっての選択が争点となっていた。このようななか、1934 年に開催された憲法制定議会は、一旦はフィリピン諸語に基づく融合的な国語の形成を目指すことを決定したが、この決定は最後で覆され、フィリピン諸語のうちの 1 つを基礎とする国語を制定することが憲法に盛り込まれた。

この 1935 年憲法の規定を受けて、36 年に国立国語研究所が設立され、フィリピン諸語の言語学的な調査の後、タガログ語を国語の基礎とするべきことが提言された。これを受け、1937 年 12 月、ケソン大統領がタガログ語を基礎とする国語を制定することを宣言し、39 年に正式に国語が制定された。さらに 1940 年には、同年 6 月からフィリピン全土の学校において国語の教授と使用を開始することも決定された。しかしながら、この一連の決定は世論の反発を招いた。批判の多くは、タガログ語が国語の基礎として選ばれたことに向けられた。つまり、「何語が国語となるべきか」ということが依然として問われていたのである。しかし、それらの批判は国語の決定を覆すだけの力は持ちえず、国語研究所を中心とした国語の「標準化」作業が進められていった。その一方、国語の教材開発や教員の育成が遅れたため、教育は依然として英語に多くを頼らざるを得なかった。

こうして、「何語が国語となるべきか」という選択の問題も、教育による国語の共有化という問題も、ともに解決されぬまま独立後へと引き継がれたのである。

マレーシア地域における言語の表記方法をめぐる議論 山本博之（国立民族学博物館）

現在のマレーシアで最も広く用いられている文字は国語（マレー語）を表記するルミ（ローマ字）であるが、各民族の母語の文字とされるジャウィ（アラビア文字をもとにしたマレー語の表記法）、漢字、タミル文字も各民族によって広く用いられている。

マラヤ/マレーシアにおいては、植民地期に増大した移民が華人とインド人という 2 つの民族に分類され、土着の民族であるマレー人とともに 3 民族の存在が定式化された。ここでは、マレー人、華人、インド人の各民族がそれぞれ固有の文字によって表記される固有の言語（民族語）を持ち、民族間の共通の言語としてラテン文字で表記される英語があると理解された。

1957 年にマラヤが独立を迎えるにあたり、マレー語を民族語から国語にすることはほとんど政治的争点にならなかった。議論の対象となったのは公用語だった。独立時には英語とマレー語が公用語とされ、1967 年にはマレー語が唯一の公用語の地位を得たが、これによっても英語の使用が直ちに禁止されることはなく、立法、司法、教育などの場で英語の使用が維持された。また、民族語である華語とタミル語は最終的に公用語化が認められなかったものの、教育やマスメディアにおける使用は維持され、現在に至っている。

このように、マラヤ/マレーシアの言語政策は、公権力が特定の言語を国語や公用語に指定しても、それによって他の言語の使用が直ちに禁止されるのではなく、公的な認知や支援を与えないことで自然な盛衰に委ねていることに特徴がある。したがって、「公権力がどれを選んだか」ではなく、「社会がどれを選ばなかったか」を見ることが重要になる。

本報告で取り上げるジャウィは、古くからマレー語を表記するために用いられてきた文字であり、一部では非マレー人によっても用いられていた。独立に伴ってマレー語がマラヤの国語となり、1963 年にはマレー語を表記する文字をルミとすることが規定されたが、ジャウィによる表記もなお認められていた。マラヤでは、ジャウィに母音を補うことで発音と綴りを近づけようとしたり、非マレー人の名前の表記法が提案されたりするなど、ジャウィを多民族国家であるマラヤの国民的な文字とするための改良の努力が行われた。

もともと子音だけで表記するアラビア文字をもとに作られたジャウィにおいては、(1)どのように母音を補うか、(2)外来語（特にアラビア語）に由来する単語をどのように表記するかが問題となる。前者については、全体の傾向としては y や w にあたる文字を母音として綴りに入れ、発音と綴りを近づける方向が模索されてきた。後者については、アラビア語の宗教用語を原語綴りから変えることに対してマレー人ムスリムの間で根強い抵抗感があった。この異なる 2 つの方向性の中で、マレー語を広く普及させて真の意味での国語にするためにはルミを用いるべきであるとの主張が多くなり、1960 年代半ば以降に新聞・雑誌のジャウィからルミへの切り替えが進められた。マレー語に期待されていた「民族間の共通語」と「宗教について記す言葉」という 2 つの性格は切り離され、それぞれルミとジャウィが担うことになった。ジャウィは国語を表記する文字という位置づけを失い、別の位置づけによってマラヤ/マレーシア社会の中に維持された。